

# 令和7年第1回野辺地町議会

## 定例会会議録

招集年月日 令和7年2月26日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和7年2月26日(水)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横浜	睦成	2番	高沢	陽子
3番	木戸	忠勝	4番	村中	玲子
5番	五十嵐	勝弘	6番	戸澤	栄
7番	古林	輝信	8番	中谷	謙一
9番	野坂	充	10番	大湊	敏行
11番	赤垣	義憲	12番	岡山	義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村	秀雄
副町	長	江刺	家夫
教	育	長	小野
総	務	課	長
企	画	財	政
防	災	管	財
産	業	振	興
町	民	課	長
介	護	・	福
健	康	づ	く

山	田	勇	一
長	根	一	彦
西	舘	峰	夫
上	野	義	孝
富	吉	卓	弥
飯	田	貴	子
木	明		修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯田	満
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	玉山	順一
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

## 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程
- 日程第5 提案理由説明
- 日程第6 常任委員会報告
  - 1、総務常任委員会
- 日程第7 特別委員会中間報告
  - 1、統合小学校新築事業調査特別委員会
  - 2、防災・減災対策検証特別委員会
  - 3、ハラスメント対策特別委員会

## 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

- 3番 木 戸 忠 勝
- 7番 古 林 輝 信

## 町長の提出議案

- 報告第1号 野辺地町国民保護計画変更に関する報告について
- 承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））
- 承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第1号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第3号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 令和7年度野辺地町一般会計予算
- 議案第7号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第9号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 令和7年度野辺地町下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計予算
- 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第13号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第17号 野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 町道の路線認定の件
- 議案第23号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件

#### 議会の提出議案

- 発委第1号 子どもに対する教育の更なる充実を求める決議案
- 発委第2号 ふるさと納税の更なる取組を求める決議案
- 発委第3号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 発委第4号 令和6年度における入札談合等関与行為調査特別委員会の調査経費の設定に関する決議案

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和7年第1回野辺地町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、3番、木戸忠勝君、7番、古林輝信君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会で会期について審議した結果を皆様へ配付しております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月7日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、本日から3月7日までの10日間に決定しました。

会期日程

2月26日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の上程、提案理由説明、委員会報告）
2月27日	休会
2月28日	本会議（一般質問）
3月1日～3月4日	休会
3月5日	本会議（議案審議（新年度予算））
3月6日	本会議（議案審議（新年度予算））
3月7日	本会議（議案審議、発議審議、陳情審議）

---

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、過般の議会運営委員会での審査により、お手元に配りました陳情文書表のとおり、陳情第1号は議会運営委員会に付託しましたので、報告します。

---

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案の上程であります。報告第1号、承認第1号及び第2号、議案第1号から第23号まで、発委第1号から第4号までを一括上程します。

日程第5、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和7年第1回町議会定例会の招集をいただきましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま上程されました諸議案の説明に先立ちまして、昨年12月定例会以降の諸般の事項について3点ほどご報告いたします。

初めに、去る1月17日に挙行いたしました新庁舎完成記念式典におきまして、多くのご来賓の方々、町議会議員の皆様にご臨席賜り、無事に式典を挙行することができたこと、心から感謝申し上げます。

式典を通じて、関係者全員が、新庁舎の持つ可能性と、町の未来への期待を再確認することができたものと思っております。

この新庁舎を核とした行政機能の一層の充実に取り組み、町民サービスの向上と、地域のさらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、統合小学校新築事業についてであります。

昨年11月から基本・実施設計に着手し、本格的に事業のスタートを切りました。

現在、校舎等の配置や各教室の平面計画など、詳細な検討を進めている状況であります。検討委員会や設計業者から意見を伺うとともに、議会に対して随時経過等をご報告しながら、効率的かつ効果的な教育施設となるよう慎重に設計を行っているところであります。

また、これまで議会をはじめ、おでかけ町政座談会などの場においてご説明させていただいておりますとおり、小学校建設は大型工事であり、国の補助金と原子力立地給付金相当分を原資として積み立てた基金を活用することで、町として安定的な財政基盤を堅持しながら事業を進めることができると考えております。

子供たちの安全安心を確保し、教育環境の充実を図っていくという我々の責務を果たすため、引

き続き、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3点目は、この冬の大雪への対応について申し上げます。

昨年12月と今年1月にかけて、厳しい寒波が県内を襲い、当町においても累計降雪量及び最深積雪量が平年の同時期を大きく上回る結果となりました。

また、雪下ろし作業中の屋根からの転落により、1名の方が負傷されたとの報告も受けております。これから融雪期を迎えるに当たり、町民の皆様には、屋根雪の落下や河川の増水にも気をつけていただき、事故等のないよう十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、この記録的な大雪を受けまして、町では、迅速な除排雪作業を進めるため、1月10日付で関係予算の5,000万円増額を専決処分し、対応しております。

町民の皆様のご日常生活が可能な限り支障なく行われるよう、引き続き生活路線の除排雪を中心に、特に通学路の確保は優先事項として位置づけ、安全安心を第一に努めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号「野辺地町国民保護計画変更に関する報告について」であります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、野辺地町国民保護計画を変更いたしました。

次に、承認第1号及び第2号は、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」についてですが、いずれも、「令和6年度一般会計補正予算」についてであります。

まず、承認第1号の「補正予算（第6号）」ですが、物価高騰対策として低所得世帯等へ行う給付金の給付事業を実施するため、早急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ8,700万円を追加し、予算の総額を84億8,300万円といたしました。

歳入には、国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,550万円を計上したほか、県支出金の生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援給付金400万円と財政調整基金繰入金750万円を計上いたしました。

歳出では、民生費に生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援給付金1,150万円と住民税非課税世帯支援物価高騰対応給付金6,900万円を計上いたしました。住民税非課税世帯に対し、灯油購入費支援給付金は1世帯当たり5,000円、物価高騰対応給付金は1世帯当たり3万円、子供がいる世帯には子供1人当たり2万円の加算を行うもので、いずれも現金での支給を行うものであります。

次に、承認第2号の「補正予算（第7号）」ですが、年末年始の記録的な大雪により、当初予定しておりました除排雪予算では予算が不足するため、早急に予算措置する必要が生じましたが、

議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を85億3,300万円といたしました。

歳入の財政調整基金繰入金に5,000万円を計上し、歳出では土木費の除雪対策費に5,000万円を計上いたしました。主に委託除雪費や排雪に係る借上料であります。

続いて、議案第1号から議案第5号までは、令和6年度の各会計の補正予算であります。

まず、議案第1号「令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）」であります。

歳入では、地方交付税の算定再算定等に伴い、普通交付税の追加交付分1億57万円余りを増額した一方、決算見込みなどにより国・県支出金、繰入金及び地方債等を調整いたしました。

歳出では、避難所生活環境改善事業に7,993万円余りを追加したほか、各種事業の確定見込みによる増減調整を行いました。また、公共施設整備基金や子育て支援基金への積立金を計上いたしました。

そのほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行います。

次に、議案第2号「令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」と議案第3号「令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」及び議案第4号「令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、事業の実績見込みに伴う予算の調整のほか、債務負担行為の設定を行います。

次、議案第5号「令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります。

収益的支出において、有形固定資産減価償却費の精査及び事業の実績見込みに伴う予算の調整のほか、債務負担行為設定を行います。

以上が各会計補正予算の概要であります。

次の、議案第6号から議案第11号までは、令和7年度の一般会計及び特別会計の当初予算であります。

まず、議案第6号「一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算の総額を76億2,900万円といたしました。令和6年度当初予算に比較して、金額で3億1,100万円、率にして3.9%の減となりました。これは主に新庁舎建設事業の減によるものであります。

予算編成に当たっては、町の将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」を目指すべく、6つの基本目標を軸にして、予算の効率的な配分に努めました。

それでは、「第6次まちづくり総合計画」の基本目標に沿った取組につきまして、その一端を申し上げます。

第1は「支えあい切れ目のない保健福祉」であります。

子育て支援の充実としては、令和6年10月から子ども子育て支援施策として各種無償化や医療費

助成の対象拡大等を行ってまいりましたが、令和7年度からは通年で支援を行ってまいります。そして、妊娠時、出産時、小学校・中学校への入学時と節目ごとの祝金、支給対象等が拡充された児童手当によって子育て世帯への経済的支援を行ってまいります。

高齢者福祉としては、フレイル予防等の健康教育やシニアゲームサロンでの介護予防事業などの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を継続実施してまいります。老人福祉センターで行ってまいりました「憩いの湯」は令和7年3月末をもって廃止することとし、4月以降は高齢者入浴サービス助成事業として、町内公衆浴場にて月4回全額町負担で入浴ができるよう制度を見直しました。障害者福祉としては、新たに難聴者への補聴器購入費の助成を行うこととしております。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、高齢者の方々への支援などを検討中であり、しかるべき時期に補正予算により対応したいと考えております。

第2は「工夫と連携の地域産業」であります。

農業では、町と農業委員会で行ってまいりました耕作放棄地の解消事業を野辺地町耕作放棄地対策協議会に引き継ぐ形とし、必要経費にかかる補助を行います。鳥獣等による被害に対しては、有害鳥獣捕獲奨励金を設置し、町内で有害鳥獣を捕獲等した場合に、鳥獣の種類に応じて定額での奨励金を交付することとしております。農業用機械の購入費のほか、修繕費用に対する補助金についても継続実施してまいります。

林業では、森林環境譲与税を活用して、民有林野造林事業費補助金を新設し、森林組合や林業者等が組織する団体に対し、国・県からの補助金に対しかさ上げ補助を行います。

水産業では、稚貝の確保のための採苗器購入費用を補助するホタテ養殖漁業者支援事業や、地まきホタテの資源回復に向けた放流事業費の補助を継続実施いたします。また、斜路の前出しによる漁港用地の狭隘の解消及び衛生管理の高度化を図る水産生産基盤整備事業を実施いたします。

観光、商工振興では、祇園まつりの参加団体に対する費用助成や、イルミネーション事業、「青森人の祭典」への出展等を行う実行委員会への費用助成を継続実施してまいります。

第3は「誰もが学べる教育」であります。

統合小学校の新築に向け、令和7年度は実施設計に着手いたします。これまでと同様、検討委員会で検討を重ね、議員の皆様にもご説明を行いながら進めてまいります。

学校教育の充実として、教職員の働き方改革及び業務の改善に向け、校務支援システムを導入いたします。児童生徒の情報をシステムにより一括管理することにより業務の改善が図られ、子供たちへよりきめ細やかな指導等ができるようになるものと期待しております。また、小中学校で使用している学習用タブレット端末や先生方の校務用パソコンの更新を行うこととしております。

新たな施策として、野辺地高校の魅力化づくりを支援するため、各種検定等の資格の取得費、制服の購入費、通学費用を補助する野辺地高校魅力化推進事業を新設いたします。

スポーツの推進では、令和8年に本県で開催予定の国民スポーツ大会に向け、実行委員会を立ち上げ、大会の啓発活動や会場設計等を行っていくこととしております。

文化財保護では、日本遺産認定3港連携事業や文化財活用事業及び町民俗資料の調査などについても引き続き進め、これらの資源を活用し、貴重な文化資源の継承と情報発信に努めてまいります。

このほか英語で元気なまちづくり事業や、高校生向けの講座を開催する人材育成事業、あるいは小・中・高校生の強化合宿等を支援する競技スポーツ強化支援事業などを継続してまいります。

第4は「住み続けたいくなる生活環境」であります。

関係人口の増加に向け、町の魅力発信を進めていくこととし、今年度作成している移住関連のホームページの運用のほか、県外イベントへの出展や、体験ツアー、お試し住宅の設置等を進めてまいります。また、魅力発信を担う新規地域おこし協力隊の任用や、協力隊の経験者に対し、新規協力隊のサポート、移住定住施策の支援などの業務委託を行うこととしております。

移住希望者に対する施策としては、空き家等バンクへの登録を促すための施策を継続実施するほか、県外から転入した方への引っ越し費用の補助や自動車運転講習費用の補助を新たに行います。

防災分野では、野辺地消防署で救助工作車の更新を行うほか、消防団第2分団の車両の更新を行うこととしております。

そのほか、町民の皆様身近な町道改良工事や除排雪経費など、生活環境の維持・向上に向けた経費を計上いたしました。

第5は「活用して保全する環境」であります。

引き続き、家庭ごみ・資源ごみの収集運搬などにより住みよい環境づくりに努めるほか、衣類回収や資源ごみ回収奨励金、ごみステーション整備事業に係る補助を継続してまいります。令和7年1月から新たな町指定のごみ袋が利用開始されました。町民の皆様からの意見を基に大・中・小と3サイズの運用であります。

第6は「メリハリのある行財政」であります。

町の最上位計画である第6次まちづくり総合計画については、前期基本計画の期間が令和7年度までとなっておりますので、令和8年度からの後期基本計画の策定を令和9年度から2か年かけて進めております。あわせて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しも行うこととしております。

コミュニティ助成事業では、中道ふれあい公園への遊具の更新と消防団旗・分団旗の更新を予定しております。

行財政改革については、第6次行財政改革大綱に基づき、「持続可能な行政基盤の構築」、「スマート自治体の推進」、「健全な財政運営」の3つの基本方針に沿って取り組んでまいります。

また、まちづくりのアイデアを提案して実施する協働のまちづくり事業は、対象要件を緩和し、

補助期間を3年間に延長するなどより使いやすい補助事業として見直しを図り、地域づくりの担い手の発掘、育成を進めるとともに、行政や町民相互の連帯感などがますます形成されるように努めてまいります。

次に、予算の款別の概要を申し上げます。

まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。

1款の「町税」であります。総額で14億2,199万円余りを見込みました。

2款「地方譲与税」から「10款地方交付税」までは、いずれも令和6年度実績見込みを基礎として、国の地方財政対策における増減の情報を加味して計上しております。

14款「国庫支出金」は、7億3,606万円余りを計上しました。児童手当費の増などにより、前年度と比較して9,401万円の増となっております。

15款「県支出金」は、9億7,539万円余りを計上いたしました。電源立地地域対策交付金や核燃料物質等取扱税交付金などの増により、前年度と比較して1億6,645万円余りの増となりました。

18款「繰入金」は5億4,283万円余りを計上いたしました。公共施設整備基金や役場庁舎建設基金の繰入金の減により、前年度と比較して1億9,025万円余りの減となりました。

21款「町債」は、7億6,890万円を計上いたしました。新庁舎建設事業などの減により、前年度と比較して4億5,520万円の減となりました。

次に、歳出についてその概要を申し上げます。

2款総務費は、10億1,900万円余りで、前年度に比較して7億3,118万円余りの減となりました。新庁舎建設費が8億4,237万円余りの減となったことが主な要因であります。

3款民生費は、21億318万円で、前年度に比較して1億535万円余りの増となりました。児童手当費や障害福祉サービス費等の増が主な要因であります。

4款衛生費は、11億645万円余りで、前年度に比較して1億475万円余りの増となりました。北部上北広域事務組合への負担金、主に焼却場費、病院費の増が主な要因であります。

9款消防費は、8億188万円余りで、前年度に比較して1億5,680万円余りの増となりました。野辺地消防署で行う救助工作車の更新などが主な要因であります。

10款教育費は、8億1,465万円余りで、前年度に比較して3,433万円余りの増となりました。学習用タブレットの購入費の増などが主な要因であります。

12款公債費は、7億5,626万円余りとなり、前年度に比較して1,210万円余りの増となりました。

以上が、令和7年度一般会計当初予算、歳入歳出の主なものであります。

次に、各特別会計の令和7年度の予算規模について申し上げます。

議案第7号の「国民健康保険事業特別会計予算」は、予算の総額を14億8,794万7,000円といたしました。前年度比較で7,910万円余りの減額となりました。

議案第8号の「後期高齢者医療特別会計予算」は、予算の総額を2億1,077万7,000円といたしました。前年度比較で259万円余りの減となりました。

議案第9号の「介護保険事業特別会計予算」は、予算の総額を17億5,752万9,000円といたしました。前年度比較で2,531万円余りの減額となりました。

議案第10号の「下水道事業特別会計予算」は、予算の総額を2,887万9,000円といたしました。前年度比較で115万円余りの減額となります。

議案第11号の「水道事業特別会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を2億7,000万円といたしました。前年度比較で1,100万円の減額となりました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を7,360万円、支出を2億円といたしました。

前年度比較で収入が1,140万円の減額、支出が10万円の増額となりました。

続いて、条例の制定及び改廃であります。

議案第12号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正並びに字句の修正を行うものであります。

次に、議案第13号「野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号「野辺地町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与制度を整備するため提案するものであります。

次に、議案第16号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」は、町税等の督促手数料の廃止に伴う関係条例を整備するものであります。

次に、議案第17号「野辺地町外国語指導助手の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、野辺地町外国語指導助手の基本報酬を改めるものであります。

次に、議案第18号「野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「野辺地町災害弔慰金の支給等に関する条例及び野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための

合議制の機関の設置に当たり、関連条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は、国民健康保険税賦課方式県内統一化に伴う国民健康保険税率等の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件基準を定める等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「町道の路線認定の件」は、新たに2路線を町道として認定するものであります。

続いて、人事案件であります。

議案第23号「野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件」は、野辺地町固定資産評価委員会委員の奥谷裕一氏及び乙部和弘氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、両氏を再任することについて議会の同意を得るため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から、詳細、ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第6、常任委員会報告を議題とします。

総務常任委員会について、委員長の報告を求めます。

10番、大湊敏行君。

○総務常任委員長（大湊敏行君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、1月27日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長、説明員として副町長、総務課長、町民課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

初めに、町民課長から「野辺地町国民健康保険税賦課方式変更に係る税率等について」説明がありました。

「賦課方式の変更については、国で平成30年度から財政運営の都道府県単一化を目的に、課税水準統一を進めております。県では令和7年度から県内市町村の賦課方式を4方式から資産割を除く3方式に統一し、令和12年度から保険税を含めた完全統一化を段階的に目指しているところです。賦課方式変更によって保険税は、令和6年度の資産割は約2,300万円の減額と、令和7年度からは全世帯対象となる平等割額を1万円減額した税率案にしたいと考えております。なお、令和12年度ま

での移行期間において、県から統一に向けた税率等が示された場合には、改めて税率改正を検討します」と説明を受けました。

委員から「人口減少の進行に伴い、保険税も高くなることが見込まれます。住民の負担減のための仕組みづくりを県と協議しては」との意見がありました。

次に、本委員会の重点調査事項である「児童生徒を取り巻く現状について」「ふるさと納税の現状について」の所管事務調査報告書をまとめました。調査結果から見いだした課題に対する要望や提案を提言とし、本定例会へ決議案として提案いたします。

委員会は、継続調査することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

なお、建設産業保健衛生常任委員会は、閉会中に委員会を開催しておりませんので、報告はございません。

建設産業保健衛生常任委員長から、所管に属する事務調査について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎特別委員会中間報告

○議長（岡山義廣君） 日程第7、特別委員会中間報告を議題にします。

統合小学校新築事業調査特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

10番、大湊敏行君。

○統合小学校新築事業調査特別委員長（大湊敏行君） 統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、全議員で構成されており、その経過と結果については全ての議員の皆さんがご承知のことと思いますので、詳細については省略させていただきます。

委員会は、2月7日に開催されました。委員11名、オブザーバーとして議長、説明員として町長、副町長、教育長、学校教育課長、防災管財課長、企画財政課長、健康づくり課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「建物配置プラン等について」であります。

初めに、学校教育課長より「検討委員会での検討経緯について」、工事設計業者より「建物配置プラン及び校舎平面プランについて」説明を受けました。

次に、学校教育課長より「令和6年度契約した業務・事業費について」「今後の検討委員会について」説明を受けました。

委員からそれぞれの説明事項に対して質疑及び意見があり、町から答弁がありました。

本委員会に引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「統合小学校新築事業に関する審査及び課題の検証等」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） 本委員会は全議員で構成しておりますので、報告への質疑はございません。

次に、防災・減災対策検証特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、防災・減災対策検証特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

11番、赤垣義憲君。

○防災・減災対策検証特別委員長（赤垣義憲君） 防災・減災対策検証特別委員会の報告を申し上げ

げます。

委員会は、2月12日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

案件は、「野辺地町議会災害対策基本条例（案）について」「野辺地町議会業務継続計画（「以下議会BCP」という）について」であります。

本委員会では、大規模な災害が発生した場合に、被災市民の救護、災害復旧及び復興に、議会及び議員が適切な役割を果たすための基本原則を定めることを目的とする野辺地町議会災害対策基本条例（案）について、検討しているところです。条文では、町長等が災害対応を円滑かつ迅速に実施できるよう支援体制を確立し、町の災害復旧及び復興の取組を支えるために関係機関等への要望活動を行うこととしております。また、議会BCPの策定根拠を明記することとしております。

議会BCPでは、災害等に応じた本会議の閉会中及び会期中並びに委員会開催中の行動指針及び議会運営について明記することとして、その具体的な内容については今後検討するものであります。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「野辺地町の防災・減災対策に関する調査及び検証」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、ハラスメント対策特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

4番、村中玲子君。

○ハラスメント対策特別委員長（村中玲子君） ハラスメント対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

委員会は、2月13日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

最初に、本委員会に付託されております「議員のハラスメント防止に関する事項」の調査を進めるに当たって、議員を取り巻くハラスメント行為について、実例を基に委員間で共有しました。

本委員会では、議員のハラスメント行為を根絶することで、議員活動に専念できる環境を整備するとともに、行為による社会的地位失墜を防止し、充実した議員活動の実現を目指すこととしたし

ました。

まずは、町職員及び議員に対して、その実態を把握するためのアンケート調査を行うとし、本調査の結果によって、ハラスメント防止条例（仮）の制定、議員へのハラスメント研修などの実施を検討しております。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「議員のハラスメント防止に関する事項」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時16分）